

坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき定められた坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たり、学識経験を有する者から意見等を聴取するため、坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進および効果の検証に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 推進会議に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(関係者の出席等)

第7条 推進会議において、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。